

令和3年神審第44号

裁 決

水上オートバイA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年7月23日18時00分

大阪府阪南港

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.2トン

登録長 2.87メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 132キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び性能

Aは、最大とう載人員が3人のFRP製水上オートバイで、T字型の操縦ハンドルの後方に跨乗式のフロントシートとリアシートが配置されていた。

また、Aの推力の調整は、操縦ハンドルの右側に設けられたスロットルレバーの操作により、艇体後部にあるジェットノズルからの噴流（以下「ジェット噴流」という。）の強弱によって行っていた。

(2) 操縦上の注意事項

Aの製造会社の取扱説明書（以下「取扱説明書」という。）には、水上オートバイを安全に使用するための注意事項が記載され、Aの操縦席前面の艇体に同注意事項が記載された警告ラベル（以下「警告ラベル」という。）が貼付されていた。

取扱説明書及び警告ラベルには、注意事項の一つとして、乗船者が、落水による水面への衝撃及びジェット噴流をそれぞれ受けると、通常の水着では身体開口部の十分な保護にならず、同部に大きなけがを負うおそれがあるので、身体を保護できるウェットスーツボトム等（以下「ウェットスーツ等」という。）を必ず着用することなどが記載されていた。

(3) 関係人の経歴等

（省略）

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、遊走の目的で、船首尾0.2メートルの等喫水をもって、知人の水上オートバイ3隻ないし4隻とともに、令和3年7月23日11時30分大阪府貝塚市所在のマリーナ（以下「マリーナ」という。）を発し、同府泉南市の海水浴

場（以下「海水浴場」という。）に向かった。

a 受審人は、12時30分海水浴場に到着したのち、知人らとバーベキューを始め、同じく付近でバーベキューをしていたグループのうち女性と話をするようになり、同女性と同グループの男性の2人をAのリアシートに乗せて遊走することを思い立った。

ところで、a 受審人は、ウェットスーツ等を所持しないまま、マリーナを発航し、前示2人（以下「同乗者」という。）は、バーベキューを目的に海水浴場を訪れていたことから、ウェットスーツ等を所持していなかった。

海水浴場を発航するに先立ち、a 受審人は、自身及び同乗者がウェットスーツ等を所持していなかったが、これまでウェットスーツ等を着用していない者が落水しても負傷することがなかったことから、今回も負傷することはないと思い、ウェットスーツ等を着用していない者を乗せた遊走を取り止めなかった。

こうして、a 受審人は、リアシートの前側に女性を、後側に男性を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、16時00分海水浴場を発進し、関西国際空港連絡橋付近海域に続き、貝塚大橋付近海域で遊走したのち、17時57分阪南港阪南3区防波堤灯台（以下「阪南3区灯台」という。）から215度（真方位、以下同じ。）1.05海里の地点付近で、船首を142度に向け、機関を中立運転とし、漂泊して休息した後、帰途に就くこととし、18時00分阪南3区灯台から215度1.05海里の地点において、Aは、発進した直後、同乗者が後方に落水した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の末期にあたり、海上は穏やかであった。

その結果、同乗者のうち1人がジェット噴流を受け膣壁裂傷、後

腹膜穿通を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、海水浴場を発航する際、ウェットスーツ等を着用していない者を乗せた遊走を取り止めず、マリーナに向けて発進した直後、後方に落水した同乗者のうち1人がジェット噴流を受けたことによって発生したものである。

a 受審人は、海水浴場を発航する場合、ウェットスーツ等を着用していない者が遊走中に落水すると、ジェット噴流を受けてけがを負うおそれがあったから、ウェットスーツ等を着用していない者を乗せた遊走を取り止めるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまでウェットスーツ等を着用していない者が落水しても負傷することがなかったことから、今回も負傷することはないと思い、ウェットスーツ等を着用していない者を乗せた遊走を取り止めなかった職務上の過失により、後方に落水した同乗者のうち1人がジェット噴流を受ける事態を招き、同人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年9月15日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 前 田 昭 広

審判官 下 條 正 昭

審判官 池 田 博 美